

令和7年度
協同農業普及事業外部評価実施報告書

令和8年1月

香川県農政水産部農業経営課

目 次

1	はじめに	1
2	外部評価の概要	1
3	評価委員会の開催	2
4	評価結果	2
5	終わりに	2

[協同農業普及事業外部評価調書]

普及指導活動課題4 地域プロジェクト

評価対象課題

(1) 環境にやさしい農業の推進

整理番号1 (東讃農業改良普及センター) 3

(2) 多様な農業人材の確保・育成

整理番号6 (中讃農業改良普及センター) 5

(3) 遊休農地対策の推進

整理番号8 (小豆農業改良普及センター) 7

(4) 農地最適利用マネジメントの推進

整理番号9 (西讃農業改良普及センター) 9

[参考]	協同農業普及事業外部評価実施要領	11
------	------------------------	----

1 はじめに

行財政改革が推進される中で、情報公開により透明性を確保しつつ、効率的・効果的な事業の実施を図っていくことが求められている。

本県では「協同農業普及事業の実施に関する方針」に示したとおり、従来から実施してきた組織内部の活動の点検や評価以外に、外部評価制度を平成17年度から本格導入し、幅広い視点から普及事業に関して客観的な評価を得るとともに、その評価結果を普及事業へ反映することに努めている。

本年度は次のとおり協同農業普及事業外部評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催し、そこで審議された結果を報告書として取りまとめた。

2 外部評価の概要

1) 評価委員会の設置

外部評価を行う機関として、香川県農業技術総合推進検討会の内部組織である評価委員会を設けた。

役 職	氏名 (敬称略)	所 属 ・ 職 名
委員長	小 川 雅 廣	国立大学法人香川大学農学部 学部長
委 員	志 渡 聡 一 郎	香川県農業経営者協議会 会長
	大 西 千 明	認定農業者、農業士
	細 川 貴 司	I F K 会長
	田 村 照 栄	東かがわ市農業委員会 会長
	湯 川 剛 匡	株式会社日本政策金融公庫高松支店農林水産事業 事業統轄
	高 岡 令 子	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会 会長
	谷 本 小百合	株式会社高松リビング新聞社 編集長
	萩 内 美 里	税理士法人共同経営センター 副所長

2) 評価対象課題の選定

本年度は普及指導計画、5か年計画(R3~R7年度)の4年度である。

評価対象課題の選定については、普及指導活動課題4の地域プロジェクトを対象課題とし、各農業改良普及センターが説明する課題について、委員の意見を踏まえて、4課題を決定した。

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 環境にやさしい農業の推進 | (東讃農業改良普及センター) |
| (2) 多様な農業人材の確保・育成 | (中讃農業改良普及センター) |
| (3) 遊休農地対策の推進 | (小豆農業改良普及センター) |
| (4) 農地最適利用マネジメントの推進 | (西讃農業改良普及センター) |

3) 評価項目および評価の観点

課題ごとに次の5項目を評価した。

(1) 緊急性・必要性

〔観 点〕一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。

(2) 普及計画の妥当性

〔観 点〕支援対象の選定は妥当であるか。当初作成した計画は妥当であるか。

(3) 進捗状況・活動目標に対する達成度

〔観 点〕当初計画のとおり進んでいるか。

(4) 普及指導活動による成果の波及効果

〔観 点〕当初の見込みどおりの成果が得られそうか。または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。

(5) 普及活動体制等の妥当性

〔観 点〕 農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。
農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。

4) 評価方法

委員は、3)の評価項目について5段階の点数評価を行うとともに、評価対象の普及指導活動に対する意見を評価委員会に提出する。

評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、評価委員会の総合評価を決定する。

委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。

- (1) より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
- (2) 参考となる意見

5) 評価結果の活用

事務局は、評価対象機関の改善実施状況についてフォローアップに努める。

評価対象機関は、評価委員会の指摘等を受けて考え方を整理し、普及指導活動や次年度の計画策定に反映させることに努める。

3 評価委員会の開催

1) 評価委員会(第1回)

- (1) 日時 令和7年9月2日(火) 国際交流会館(アイパル香川)
- (2) 出席委員 小川委員長、大西委員、田村委員、湯川委員、萩内委員
- (3) 議題 「評価対象課題についての説明」

2) 評価委員会(第2回)

- (1) 日時・場所 令和7年10月15日(水) 農業試験場第1、2会議室
- (2) 出席委員 小川委員長、志渡委員、大西委員、細川委員、田村委員、湯川委員、高岡委員、谷本委員、萩内委員
- (3) 議題 「評価対象課題の総合評価」

4 評価結果

「協同農業普及事業外部評価調書」参照

5 終わりに

各委員の方々には御多忙の中、時間を割いていただき、極めて有益な御提言、御意見をいただいたことを深謝申し上げます。評価結果をもとに、普及指導活動の改善を図ってまいりたい。

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対 象 機 関 名	東讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	環境にやさしい農業の推進		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担 当 者 数	11人
普及活動の概要	[課題化の背景と普及活動事項] 環境負荷を低減した持続可能な農業生産が推進される中、化学農薬・化学肥料の代替技術と省力化技術を併用するなど、技術革新に基づいた環境にやさしい農業技術の実証・普及が求められている。そこで、生産現場で技術検証を行い、マニュアルを作成するとともに情報の発信を行い、生産者へ取組みの促進を図る。 [計画期間終了時の姿と成果指標(令和4年度当初→令和7年度末目標)] 化学農薬・化学肥料の使用低減等を通じ、環境負荷を低減した持続的な農業生産に向けて取組みが促進され、生産者の裾野が広がることを目指す。 ○環境にやさしい栽培体系技術マニュアル作成数 (0→5品目 令和6年度実績 3品目)		

総合評価	評 価 基 準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない	
アドバイス	・収益増につながる取り組みもお願いしたい。 ・農業者の収益向上への波及は考えられるか。 ・アスパラなどの高単価作物で、かつ、収穫量増加、コスト削減が見込めるような取り組みであれば導入しやすいのではないかと思います。 ・「もうかる農業」をすすめていくためには、導入費用等を加味した、収益性の向上にも着目していく事が必要だと思います。 ・生産者はみどり認定を取得するにあたり栽培マニュアル等ある事がとても有用だと感じます。	
その他参考意見	・毎年、温暖化で栽培が困難になってきています。省力化技術に期待しています。	

(令和7年10月15日 東讃農業改良普及センター)

評価対象機関の考え方

○収益性の向上につながる取組みと波及について

環境にやさしい農業は、慣行栽培と比べて手間やコストがかかるなど、収益性の面で課題が多い現状であるが、収益性の向上は、現場への取組み推進において不可欠であると認識している。収益増加につながる栽培技術の検証を継続し、成果が得られた技術の普及に積極的に取り組んでまいりたい。また、収益性向上は、付加価値を高めることも重要であることから、関係機関と連携して消費者へのPR活動を支援するなど、市場での評価向上につなげてまいりたい。

一方、環境にやさしい農業には、環境負荷を減らすことによる自然環境の保全への貢献、地域資源の有効活用による持続可能な農業の実現、化学肥料・化学農薬の使用低減による消費者の健康志向への対応など、収益性以外にも多くの価値がある。社会全体でこれらの価値を認識・共有できるよう、行政と連携して、積極的な情報発信にも取り組んでまいりたい。

○高収益作物での取組みについて

アスパラガスやイチゴ等の高収益作物は、環境にやさしい農業の栽培技術が確立できれば、採算性の観点から有望であると考ええる。総合的病害虫管理（IPM）など、収量の増加やコスト削減が見込める技術や方法について、実証試験やモデルケースの構築を進め、可能なものから生産者への普及を図ってまいりたい。

○導入費用と収益性について

新たな技術や設備の導入に際しては、初期費用・維持費・収益増加のバランスを十分に検討し、費用対効果が得られるものでなければならないと考えている。生産者の負担軽減と収益性向上の両立を目指し、技術の普及や情報提供に取り組んでまいりたい。

○栽培体系技術マニュアルの活用について

化学肥料・化学農薬の使用低減などの現場実証に基づき作成したマニュアルは、講習会などの機会を捉えて生産者の取組みを推進するとともに、常に最新技術等を反映させるなど、継続的なブラッシュアップに努め、生産者の技術力向上を支援してまいりたい。

また、みどり認定を希望する生産者に対しては、相談時から、栽培マニュアルの提供や計画書の作成、土壌診断等の支援など、認定取得を支援してまいりたい。

(総括)

環境にやさしい農業は、持続可能な地域づくりや消費者の健康志向への対応など多くの価値を持つ一方で、収益性の確保や技術的な課題など、現場ではさまざまな困難がある。こうした課題が解決できるよう、栽培技術の支援、情報発信、収益性向上への取組み、地域との連携強化など、総合的に取り組んでまいりたい。

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対 象 機 関 名	中讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	多様な農業人材の確保・育成		
普及活動期間	令和6年～令和7年	担 当 者 数	6人
普及活動の概要	〔課題化の背景と普及活動事項〕 農業者の減少・高齢化により、農業法人など核となる担い手だけでは農地や地域農業を維持することは困難となってきた。このため、意欲ある兼業農家や定年帰農者などが協力して、将来にわたって農地や地域農業の維持ができる多様な農業人材を確保・育成する。 〔計画期間終了時の姿と成果指標(令和6年度当初→令和7年度末目標)〕 意欲ある兼業農家や定年帰農者等の営農継続の参考となる講座や多様な農業人材制度の周知を行い、将来にわたって農地や地域農業の維持に貢献し、積極的な営農展開を目指す農業人材を確保・育成する。 ○多様な農業人材認定数 0→80名 令和6年度実績 46名		

総合評価	評 価 基 準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない	
アドバイス	・栽培品目が異なる近隣の人材をマッチングした機械の共同購入や中古品に対しても助成を拡大するなど、農業人材経営計画認定制度の補助対象を弾力化すれば、より参入しやすくなるのではないかと思います。 ・兼業農家など多様な人材確保については各地区ともに進めて欲しい。国や県の補助事業の計画はほぼ全てが面積拡大での助成となっている様に感じる。中山間地域において規模拡大は収入増以上に作業負担になる事も多く、補助事業を使いたい、使えない場面が多い。規模拡大しやすい農業振興地域に優位な補助事業の他に、保全地域に対するサポートをする事で多様な人材の確保にも繋がるように思う。	
その他参考意見	・非常に重要な取り組みと思います。 ・核となる担い手が更に拡大するための仕組みは考えているか。 ・集落営農の高齢化が心配です。 ・政策のスキ間を埋めることのできる「認定農業人材」制度は有用。	

評価対象機関の考え方	(令和7年10月15日 中讃農業改良普及センター) ○多様な農業人材支援事業等について 農業機械等の導入における補助条件の弾力化や、農業上の利用を行う「農業利用区域」はもとより、粗放的管理等を行う「農地保全等区域」に対する支援策の創設等につきましては、貴重な御意見として、当該事業を所管する課に伝えてまいりたい。 (総括) ・農業者の減少・高齢化が進み、農業法人など核となる担い手だけでは、農地や地域農業を維持することが困難となってきたことから、積極的な営農展開を目指す兼業農家や定年帰農者など多様な農業人材が協力して、地域の農地を守っていけるよう支援してまいりたい。
-------------------	---

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対 象 機 関 名	小豆農業改良普及センター		
普及指導課題名	遊休農地対策の推進		
普及活動期間	令和3年度～7年度	担 当 者 数	3人
普及活動の概要	[課題化の背景と普及活動事項] 小豆管内における耕作放棄地は、土地持ち非農家を中心に多く存在し、農業振興や生活環境を守る観点から大きな問題となっている。 このようなことから、高齢化が進む当管内においては、オリーブ生産企業など多様な担い手に働きかけ、耕作放棄地の発生防止と解消に努める必要がある。 [計画期間終了時の姿と成果指標(令和3年度当初→令和7年度末目標)] 集落ごとの話し合い活動を通じた集落営農の推進により、耕作放棄地の未然防止を図るとともに、農地として利用すべき耕地にオリーブなどの植栽を推進し、耕作放棄地の解消を推進する。 ○遊休農地の解消面積（28a→195a・令和6年度実績146a）		

総合評価	評 価 基 準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない	
アドバイス	・末端価格が高い品目（付加価値が高い品目）を選ぶことが重要であると思われる。 ・まとまった農地が少ない小豆特有の実情に合わせて、事業用農地として利用が難しい田畑について、遊休農地利用促進事業において、販売を目的としない家庭菜園や市民農園としての利用に対しても、一定期間作付継続することを要件に補助率を下げるなどして適用範囲を広げて良いのではないかと思います。 ・オリーブ以外での遊休農地の活用は大いに期待できる。新規参入しやすい環境があれば、小豆の多様な人材確保に役立つと思う。	
その他参考意見	・地域の方のやる気を感じます。引き続きご支援をお願いします。 ・移住者の方に期待したい。 ・新規就農者の増加にもつながる良い取り組みだと思います。	

評価対象機関の考え方	(令和7年10月15日 小豆農業改良普及センター) ○再生農地で取組む栽培品目の選定 栽培品目の選定においては、地域の代表的な作物であるオリーブのほか、かんきつなどの果樹や露地野菜などに加え、小豆島に訪れる観光客も視野に入れた消費者のトレンドや需要の動向を見極めつつ、取組地域の立地・気象条件に適した、より収益性の高い品目の情報提供や提案活動を行いながら、安定生産が確保できるよう栽培指導に努めてまいりたい。 ○遊休農地利用促進事業の取組みの促進 遊休農地利用促進事業は、農業者の規模拡大や多様な農業人材を含む新規就農者の農地確保に重要な支援事業であり、引き続き取組みの支援に努める。御助言いただいた取組みの促進に向けた事業要件の適用拡大については、事業取組みの間口を広げ、遊休農地の利用促進に結び付く有効策と考えられるため、事業の担当課とも費用対効果や事業執行に係る事務量などを精査しながら相談・検討をしてまいりたい。 ○新規就農の促進に向けたサポート体制の整備 小豆島の特徴としてみられるU I J ターンなどの移住者による就農や食品加工業者などの企業参入、親元からの独立就農も含めた新規参入の促進に向けて、関係機関との連携を密にして遊休農地の利用をはじめとした農地の斡旋の促進や就農までの相談活動を充実させるとともに、里親制度も含めた栽培管理等の技術習得を図るなど総合的なサポートができるよう環境整備を行い、多様な人材の確保と営農の定着に努めてまいりたい。 (総括) 今後とも、優良農地の荒廃を未然に防ぎ、遊休農地が解消されるよう、関係機関・団体と連携を図り、小豆島の農業がより魅力ある農業であり続けるよう、農地の維持と地域農業の活性化に努めてまいりたい。
-------------------	--

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対 象 機 関 名	西讃農業改良普及センター		
普及指導課題名	農地最適利用マネジメントの推進		
普及活動期間	令和5年度～7年度	担 当 者 数	14人
普及活動の概要	[課題化の背景と普及活動事項] 農業生産の基盤である農地を次の世代に引き継いでいくためには、地域ぐるみの話し合いを通じて、農地の有効活用や農地保全など将来における農地の最適利用のあり方をまとめた地域計画等を策定し、その実現に向けた取組みを積極的に進めていく必要がある。 [計画期間終了時の姿と成果指標(令和4年度当初→令和7年度末目標)] 各市が選定したモデル地区において、関係機関と連携し、農地の最適利用の実現に向けた取組みを重点的に推進する。また、関係機関と連携した重点支援地区において、地域計画のブラッシュアップと実現に向けた取組みを支援する。 ○地域計画の策定 (0→59地区 令和6年度末実績59地区) ○重点支援地区の支援 (0→2地区 令和6年度実績1)		

総合評価	評 価 基 準	A
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが適当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが適当 C 実施する必要はない	
アドバイス	・非常に重要な取り組みです。推進していくのは難しいですが、根気強く進めてください。 ・目標地図では100名近くの担い手がいる地区もあり、集約に大変な労力が必要であると推察されますが、集約による作業効率の向上に加え、遊休地の活用や畦畔の除去による圃場区画の拡大など、集約による二次的効果にも期待したいと思います。 ・必要性は大いに認められるが、実施するには時間を要すると思われる。地道な取組をよろしくお願いします。 ・地域計画の策定は進めなければならないと思う。振興地域と保全地域の分けをし、現在の振興地域でつかいやすい建材の補助事業の有効活用をしつつ、保全しなければならない地域に対して早急に対処しなければ、農業の多面的な機能を維持する事ができなくなる。特に山間地において10年以内にほとんどの農地は荒廃するだろうと予測できる。 最適利用も大切だが、保全地域では規模拡大以外でのサポートが今後必要になる。	
その他参考意見	・農地マネジメント推進チームの設置がポイントでよい取り組みだと思われます。 ・若い農業者に期待しています。	

評価対象機関の考え方	(令和7年10月15日回答 西讃農業改良普及センター) ○より良い計画への見直しについて 農地を継続的に活用するには、集積・集約化や区画整理等により効率的に農地利用できることが有効であると考えます。計画区域が広く話合いが進みにくい場合は、細分化した単位での話合いの場において必要な助言を行うなど、関係機関・団体と連携しながら農地の受け手となる農業者等への支援に取り組んでまいりたい。 ○地域計画の実現化について 話合いにより見直された地域計画の実現化に向けて、例えば担い手の確保であれば新規就農者の育成や集落営農組織の設立、新規作物の導入であれば経営試算や栽培指導というように、地域のニーズに即したきめ細かな支援に取り組んでまいりたい。 ○保全地域での取組みについて 農業者の減少がより一層進む中、農地を守っていくためには、地域ぐるみの話合いにより守るべき農地と保全等地域とをはっきりさせ、それぞれに合った取組みを進めることが必要と考える。保全等地域を管理するには少なからず費用が発生することから、鳥獣緩衝帯や景観作物、飼料作物など、より省力的かつ簡易な利用方法を話合いの場で提案してまいりたい。 (総括) 今後も普及指導員が農地マネジメント推進チームのコーディネート役となり、地区の実情に合わせた取組みを推進してまいりたい。
-------------------	--

協同農業普及事業外部評価実施要領

平成17年9月1日	17農経第30887号	農業経営課長
一部改正	平成23年8月 3日	23農経第23845号
一部改正	平成28年7月26日	28農経第38882号
一部改正	令和 2年8月26日	2農経第43322号
一部改正	令和 3年8月31日	3農経第35941号
一部改正	令和 4年8月30日	4農経第244677号
一部改正	令和 5年8月24日	5農経第113527号

第1 目的

農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）および農業経営課が実施する普及指導活動について、外部の専門家等による適切な評価（以下「外部評価」という。）を行うことにより、限られた予算、人材、設備等の資源を有効に活用しながら、県内農業生産現場が抱える課題について迅速に対応していくとともに、協同農業普及事業の根幹をなす普及指導活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 外部評価制度の概要

（1）外部評価対象の課題選定

1）「協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づいて設定した普及指導活動の基本的課題に沿って、各普及センター及び農業経営課が策定した普及指導計画（農業革新支援専門員活動計画）に定めている普及指導活動課題一覧の中から、評価する課題を選定する。

2）選定は、第4に規定する評価委員会の事務局が、各普及センター、評価委員会と協議して行う。（1）、2）の具体的な方法は第6に記載）

（2）外部評価の項目

外部評価の項目は、普及指導活動に共通する部分の中から定める。

（3）外部評価の種類

普及指導活動はPDCAサイクル（計画→実施→点検および是正→見直し）を繰り返しながら、継続的な改善を行っており、その中には事前評価、事後評価、追跡評価の要素を含んでいるので、外部評価の種類分けはしない。

第3 対象機関

- （1）東讃農業改良普及センター
- （2）小豆農業改良普及センター
- （3）中讃農業改良普及センター
- （4）西讃農業改良普及センター
- （5）農業経営課

第4 評価委員会の設置

- (1) 協同農業普及事業の外部評価を行う機関として、「香川県農業技術総合推進検討会」（以下「推進検討会」という。）の内部組織である「協同農業普及事業外部評価委員会」（以下「評価委員会」という。）をあてる。
- (2) 評価委員会は、第2の(1)で選定した課題に関する評価対象機関の取組みを評価する。
- (3) 評価委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、農業経営課に設置する。

第5 委員の選任

- (1) 評価委員会の委員については、推進検討会の会長が指名する。
- (2) 委員がその職務を遂行できなくなった時は、事務局は会長と協議して後任を選定する。
- (3) 委員は、評価を行うにあたっては、公正な立場から総合的な判断を行うとともに協同農業普及事業がより良いものとなるよう適切な助言を与えるよう努めるものとする。
- (4) 委員は、協同農業普及事業に係る個人情報など、外部評価を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

第6 評価対象とする課題の選定方法

- (1) 事務局は、普及指導課題一覧（様式1）を作成し、普及センターと協議の上で、各年度の評価対象とする課題および対象機関を選定し、評価委員会の承認を得て決定する。
この際、評価対象機関の間に職員数の差があるので、課題の選定にあたっては職員数に留意する。
- (2) 限られた時間内で外部評価を行う必要があることから、評価に適した単位で行う。ただし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

第7 外部評価の観点

外部評価の項目	外部評価の観点	総合評価
緊急性・必要性	●一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	●計画のとおり実施するのが適当 ●計画の内容を条件のとおり変更して実施するのが適当 ●実施する必要はない
普及計画の妥当性	●支援対象の選定は妥当であるか。 ●当初作成した計画は妥当であるか。	
進捗状況・活動目標に対する達成度	●当初計画のとおり進んでいるか。	
普及指導活動による成果の波及効果	●当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ●または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	
普及活動体制等の妥当性	●農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ●農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。	

第8 外部評価方法および総合評価

- (1) 1) 委員は、外部評価対象の普及指導課題について、第7で定めた外部評価の項目に沿って、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、5段階の点数評価を行うとともに、意見を評価委員会に提出する。
 - 2) 評価委員会は、各委員が行った点数評価の平均点および各委員からの意見の双方を参考にしながら協議のうえ、外部評価調書Ⅰ（様式2）を用い、評価委員会の総合評価を決定する。
 - 3) 点数評価は、評価対象の総合評価を決定する唯一の基準とはしない。
 - 4) 2) の評価委員会の総合評価は外部評価調書Ⅱ（様式3）に掲げる総合評価の選択肢の中から、いずれか一つを選択して決定する。
 - 5) 各委員から出された意見は、次のいずれかに分類のうえ、評価委員会の意見として取りまとめ、総合評価とともに評価対象機関へ送付する。
 - ①より良い普及指導活動を実施するためのアドバイス
 - ②参考となる意見
 - 6) 5) の意見に対し、送付された日から1か月以内に評価対象機関の考え方を外部評価調書Ⅱ（様式3）により回答する。
- (2) 外部評価調書の取りまとめは、事務局が行う。

第9 評価委員会の開催

- (1) 評価委員会は、毎年度、2日間程度開催する。
- (2) 第1日目は、評価対象機関によるプレゼンテーションを行う。
- (3) 第2日目は、第8に基づき評価を行う。
- (4) 評価委員会は、外部評価対象の課題数によっては、(2)および(3)に掲げる外部評価作業を1日で実施することができる。

第10 外部評価に関する関係書類の作成

評価対象機関は、普及指導計画・自己評価（様式4）を作成し評価委員会第1日目の10日前までに事務局へ提出する。事務局は各委員へ収受した書類を送付する。

第11 外部評価時期

評価対象機関および事務局は、外部評価結果を翌年度の普及指導計画の策定や普及指導活動に反映するため、第9から第11までに掲げる事務を、普及指導計画策定期間までに終えなければならない。

第12 外部評価結果の公表

外部評価結果については、県民に分かりやすい形で取りまとめ、外部評価結果の概要などを県のホームページへの掲載や普及センターおよび農業経営課での閲覧などにより広く公表する。（個人情報に該当するものは除く。）

第13 制度の見直し

毎年度、外部評価制度の点検を行うとともに、委員会で出された意見を参考として、必要な改善を加えていく。

第14 その他

- (1) 普及センターおよび農業経営課は、外部評価結果をできる限り尊重し、以後の普及指導活動に適切に反映させ、より効率的・効果的な普及指導の体制及び活動を行うよう努めなければならない。
- (2) 農業経営課は、外部評価の実施にあたり、評価対象機関の関係職員に過重な負担とならないよう、また本来の普及指導活動業務に支障が出ないよう、十分配慮しなければならない。

附則

この要領は、平成17年 9月 1日から施行する。

平成23年 8月 3日 一部改正
平成28年 7月26日 一部改正
令和 2年 8月26日 一部改正
令和 3年 8月31日 一部改正
令和 4年 8月30日 一部改正
令和 5年 8月24日 一部改正

様式 1

普及指導活動課題一覧（令和3年度～令和7年度）

普及指導活動課題		対象機関 (普及センター、農業経営課)
1 担い手の確保・育成		
	1) 多様なルートからの新規就農者の確保	東讃、小豆 中讃、西讃
	2) 時代の変化に柔軟に対応する力強い担い手の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃
	3) 地域を支える集落営農の推進と多様な組織の育成	東讃、小豆 中讃、西讃
2 県産農産物の安定供給		
	1) 米麦の生産振興	東讃、小豆 中讃、西讃
	2) 魅力ある野菜の生産振興と野菜産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃
	3) ブランドとなる高品質な果樹の生産振興と産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃
	4) オリーブ産業の振興	東讃、小豆 中讃、西讃
	5) 魅力ある高品質な花きの生産振興と花き産地の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃
	6) 魅力ある高品質な畜産物の生産振興と畜産業の持続的発展	東讃、小豆 中讃、西讃
3 活力あふれる農村の振興		
	1) 鳥獣被害防止対策 2) 地産地消等の推進 3) 農村の活性化	東讃、小豆 中讃、西讃
4 地域プロジェクト		
	1) 環境にやさしい農業の推進	東讃、中讃 、西讃
	2) 多様な農業人材の確保・育成	東讃、小豆 中讃、西讃
	3) 遊休農地対策の推進	小豆
	農地最適利用マネジメントの推進	西讃
5 重点プロジェクト		農業経営課 (革新支援センター)

様式2

外部評価調書Ⅰ（委員用）

委員名

対 象 機 関 名	
普及指導課題名	

評価の項目（各項目とも5段階評価）	採点（○で囲んでください）
【緊急性・必要性】 ・一定の期間が経過し、現時点の農業者等のニーズや社会経済情勢に合致しているか。	5 大いに認められる 4 認められる 3 概ね認められる 2 あまり認められない 1 認められない
【普及計画の妥当性】 ・支援対象の選定は妥当であるか。 ・当初作成した計画は妥当であるか。	5 大いにある 4 ある 3 概ねある 2 あまりない 1 ない
【進捗状況・活動目標に対する達成度】 ・当初計画のとおり進んでいるか。	5 大いに進んでいる 4 進んでいる 3 概ね進んでいる 2 あまり進んでいない 1 進んでいない
【普及指導活動による成果の波及効果】 ・当初の見込みどおりの成果が得られそうか。 ・または、当初の見込みどおりの成果が得られたか。	5 大いに進んでいる 4 進んでいる 3 概ね進んでいる 2 あまり進んでいない 1 進んでいない
【普及活動体制等の妥当性】 ・農政の推進方向に即した活動展開や担い手への高度な技術・経営面での支援を行うために、組織体制や人員配置は妥当であるか。 ・農業者の高度かつ多様なニーズや課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図れる体制であるか。	5 大いに期待できる 4 期待できる 3 概ね期待できる 2 あまり期待できない 1 期待できない

コメント

様式3

外部評価調書Ⅱ（委員会の総合評価）

対 象 機 関 名			
普及指導課題名			
普及活動期間		担 当 者 数	人
普及活動の概要			

総合評価	評価基準	
	A 計画のとおり普及活動を実施するのが适当 B 計画の内容についてアドバイスを踏まえ、実施するのが适当 C 実施する必要はない ※2度目の評価を受ける課題においては、Aの基準を「計画のとおり普及活動を実施できている」とする。	
アドバイス		
その他参考意見		
評価対象機関の考え方	(令和 年 月 日)	

様式4

1 普及指導計画

〇〇農業改良普及センター

整理番号						計画期間	令和3年度～7年度	担当者名		備考
課題名										
課題化の背景	前年度までの活動経過及び実績									
目標・あるべき姿										
関係機関名										
関連事業名										
目標項目（目標及び実績）	当初目標	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	到達目標			
	年度末実績									
	当初目標									
	年度末実績									
	当初目標									
	年度末実績									

令和〇〇年度活動事項及び活動内容等（5年計画〇年目）

普及活動事項	対象者	目標項目及び 現状値	当年度未 到達目標	主な活動内容及び手段		
				4～6月	7～9月	10～12月
						1～3月
普及活動事項の 進捗状況の						
目標達成の						

成果・活動上の 問題点	
普及指導 活動の体制	普及指導活動体制図のとおり (※普及指導活動体制図を添付する。)

2 自己評価

評価項目	採点	コメント	採点基準
緊急性・必要性			5 高い 4 やや高い 3 普通 2 やや低い 1 低い
普及計画の妥当性			
進捗状況・活動目標に 対する達成度			
普及指導活動による 成果の波及効果			
普及活動体制等の妥当性			
合計（平均点）			

※採点基準は様式2に準拠する。